

○宮崎大学医学部附属病院感染制御部規程

〔平成23年6月22日
制 定〕

改正 平成28年11月16日 平成30年10月17日
令和5年5月24日

(趣旨)

第1条 この規程は、宮崎大学医学部附属病院規程（以下「病院規程」という。）第14条の規定に基づき、宮崎大学医学部附属病院感染制御部（以下「感染制御部」という。）の管理運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(業務)

第2条 感染制御部は、次の各号に掲げる業務を行う。

- (1) 院内感染対策サーベイランスに関すること。
- (2) 院内感染対策に関する指導及び助言に関すること。
- (3) 院内感染対策に関する教育及び研修に関すること。
- (4) 院内感染対策に関するマニュアル、ガイドラインに関すること。
- (5) 院内感染症の情報管理に関すること。
- (6) 抗菌薬の適正使用の支援に関すること。
- (7) 宮崎大学医学部附属病院感染対策委員会の運営に関すること。
- (8) 感染対策に関する地域の医療施設等との連携に関すること。
- (9) その他院内の感染対策に関すること。

(部長等)

第3条 感染制御部長及び感染制御部副部長は、病院規程第9条第4項の規定に基づき、病院長が任命する。

(職員)

第4条 感染制御部に病院規程第9条第2項に規定する者のほか、次に掲げる職員を置くことができる。

- (1) 教員及び医員
- (2) 看護師
- (3) 臨床検査技師
- (4) 薬剤師

(5) その他感染制御部長が必要と認める者

2 前項に掲げる職員は、上司の命を受け、感染制御部の業務に従事する。

(感染制御部会議)

第5条 感染制御部に感染制御部会議を置く。

(感染制御チーム及び抗菌薬適正使用支援チーム)

第6条 感染制御部に感染制御チーム及び抗菌薬適正使用支援チームを置く。

(雑則)

第7条 この規程に定めるもののほか、感染制御部、第5条及び第6条の運営に関し必要な事項は、感染制御部長が別に定める。

附 則

この規程は、平成23年7月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成28年11月16日から施行し、平成28年11月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成30年11月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和5年5月24日から施行する。